

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）

改 正 案			現 行	
Ⅰ・ⅠⅠ（鑑） 別表 地域相談支援給付費単位数表 第Ⅰ 地域移行支援 1 地域移行支援サービス費 注Ⅰ～Ⅲ（略） <u>ⅠのⅡ 初回加算</u> 注 指定地域移行支援事業者が、指定地域移行支援を行った場合に、指定地域移行支援の利用を開始した月について、1月につき所定単位数を加算する。			Ⅰ・ⅠⅠ（鑑） 別表 地域相談支援給付費単位数表 第Ⅰ 地域移行支援 1 地域移行支援サービス費 注Ⅰ～Ⅲ（略） (新設)	
2・Ⅲ（略） 4 障害福祉サービスの体験利用加算 300単位 注 指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援（指定基準第22条に規定する障害福祉サービスの体験的な利用支援をいう。以下同じ。）を提供した場合（Ⅰの注Ⅱに定める場合を除く。）に、15日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。			2・Ⅲ（略） 4 障害福祉サービスの体験利用加算 300単位 注 指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援（指定基準第22条に規定する障害福祉サービスの体験的な利用支援をいう。以下同じ。）を提供した場合（Ⅰの注Ⅱに定める場合を除く。）に、15日（ <u>障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限る。</u> ）を限度として、1日につき所定単位数を加算する。	
5 体験宿泊加算 イ 体験宿泊加算（Ⅰ） 300単位 ロ 体験宿泊加算（Ⅱ） 700単位 注Ⅰ イについては、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援			5 体験宿泊加算 イ 体験宿泊加算（Ⅰ） 300単位 ロ 体験宿泊加算（Ⅱ） 700単位 注Ⅰ イについては、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援	

給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援（指定基準第23条第1項に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。以下同じ。）を提供した場合（1の注2及び注2に定める場合を除く。）に、イ及びロを合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。 2 ロについては、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援を提供し、かつ、当該地域相談支援給付決定障害者の心身の状況に応じ、当該地域相談支援給付決定障害者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合（1の注2に定める場合を除く。）に、イ及びロを合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。	給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援（指定基準第23条第1項に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。以下同じ。）を提供した場合（1の注2及び注2に定める場合を除く。）に、イ及びロを合計して15日（<u>体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限る。</u>）を限度として、1日につき所定単位数を加算する。 2 ロについては、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援を提供し、かつ、当該地域相談支援給付決定障害者の心身の状況に応じ、当該地域相談支援給付決定障害者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合（1の注2に定める場合を除く。）に、イ及びロを合計して15日（<u>体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限る。</u>）を限度として、1日につき所定単位数を加算する。
第2 地域定着支援 地域定着支援サービス費 イ 体制確保費 <u>302単位</u> ロ 緊急時支援費 <u>705単位</u>	第2 地域定着支援 地域定着支援サービス費 イ 体制確保費 <u>301単位</u> ロ 緊急時支援費 <u>703単位</u>